

# 事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)のご案内

※令和5年1月31日改正版

## 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）とは

中小企業活性化協議会等の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画※に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業の活力の再生を図ることを目的として創設された制度です。

※具体的には裏面「添付書類」に掲げる計画をご参照ください。

## ご利用いただける方

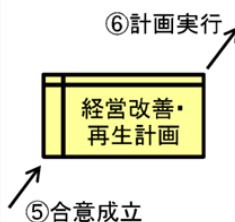
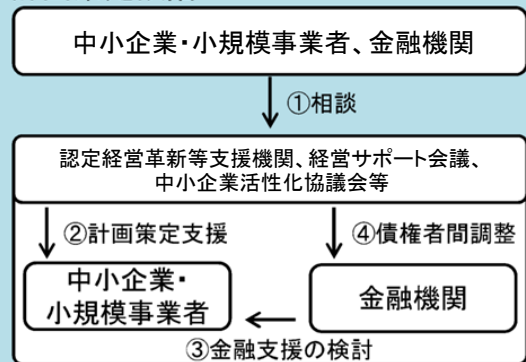
裏面の添付書類に該当する計画に従って事業再生に取り組み、金融機関に対して計画の実行状況の報告を行う中小企業者です。

## 制度の特徴

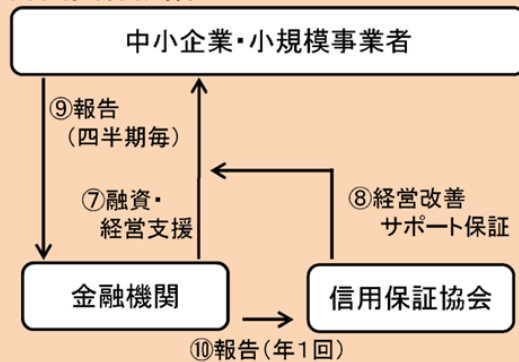
- 「中小企業活性化協議会」等の支援により作成した事業再生計画に基づき、事業再生計画の実行に必要な資金を、信用保証協会の保証付融資で支援し、中小企業者の事業再生の取り組みを後押しします。
- 中小企業者には、四半期に1回、事業再生計画の実施状況を金融機関に報告していただきます。また、金融機関には、年1回、経営支援の実施状況を含め信用保証協会に対して報告していただきます。

## 制度のしくみ

### 計画策定段階



### 計画実行段階



# 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）の概要

保証限度額	個人・法人 組合	2億8,000万円 4億8,000万円
対象資金	事業再生の計画の実施に必要な事業資金	
返済方法	一括返済又は分割返済	
保証期間	一括返済の場合 分割返済の場合	1年以内 15年以内（据置期間は1年以内）
信用保証料率	責任共有制度対象の場合 責任共有制度対象除外の場合	0.80% 1.00%
保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要	
担保	必要に応じて徴求	
貸付金利	金融機関所定利率	
添付資料	<p>信用保証協会所定の申込資料のほか、以下のいずれかの計画が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①中小企業活性化全国本部の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</li> <li>②中小企業活性化協議会及び産業復興相談センターの指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</li> <li>③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画</li> <li>④（株）整理回収機構が策定を支援した再生計画</li> <li>⑤（株）地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画</li> <li>⑥（株）東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画</li> <li>⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</li> <li>⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、一定の要件を満たすもの</li> <li>⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</li> <li>⑩（独）中小企業基盤整備機構が出資を行った事業再生ファンドが策定を支援した再建計画</li> <li>⑪経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</li> </ul> <p>（注）上記の計画は、以下の内容を満たすもの又は含むものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)債権者間の合意がとれているもの</li> <li>(2)経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策</li> <li>(3)計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標ならびにその達成に向けた具体的な行動計画</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑫認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業（405事業）によって策定を支援した事業再生の計画</li> </ul>	

金融機関、信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

## お問い合わせ先

詳しくは、与信取引のある金融機関又は当協会までお問い合わせください。

青森県信用保証協会 本部担当部署 保証業務課 TEL 017-723-1354

【営業所・支所】

青森営業所 017-723-1353 弘前支所 0172-32-1331 八戸支所0178-24-6181

五所川原支所 0173-35-4121 十和田支所 0176-23-4331 むつ支所 0175-22-1204

中小企業者の活力ある未来へ確かなサポート！



青森県信用保証協会

表面もご参照下さい